

平成 29 年 8 月の市民の声（全 8 通のうち 7 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

◇公園・街路樹の剪定について

【ご意見・ご提案など】

常日頃、市内公園の樹木や街路樹の剪定方法に不満を持っていました。

役所の担当者の指示がお粗末なんだろうと思いますが、おそらく新潟県内で 1 番低いレベルと思います。

お粗末な管理の具体的な場所の例は浦佐駅～奥レク公園のケヤキ並木、石打の街路樹、情報高校付近のハナミズキ街路樹、浦佐のパラマウント浦佐横の公園、浦佐駅のヒマラヤシーダ・ドイツトウヒ、大和庁舎通りのイイギリ。そして、この度どうしても我慢出来ない思いに駆られたのが六日町庁舎横の公園のヒマラヤシーダです。

市民の財産である公園の樹木を台無しにしています。担当者は何を考えて発注をしているんですか？他所の市であんな剪定しているのをみた事ありません。本当に県内最低の維持管理です。長岡市の担当者にもみてもらってコメントしてもらったら言ってる意味がわかりますよ。

申し訳ないですが、市長はきちんと勉強して知識を持ってる方に仕事をしてもらうよう、指導をお願いします。

（平成 29 年 8 月 4 日）

【お返事】

本庁舎南側の中央児童公園は、周囲を民家及び市役所駐車場に囲まれています。敷地境界に近接して樹木が植樹されたことから、以前より秋の落葉処理や台風・強風後の落ち枝処理など、周辺住民に大変なご苦勞をおかけしています。

植樹から 40 年余りが経過し、高木となって日照問題も懸念され、道路や駐車場にも枝が覆い被る状況であったことから、今回の剪定を行ったものです。

安易な判断で剪定したわけではありませんが、剪定の仕方については専門知識が不足していたことも否めません。ご指摘の通り、他の剪定方法があったのかもしれないと感じています。

市道の街路樹の管理につきましては、通常は道路管理者である市が行っていますが、日常の細かい管理は沿道の地元住民や団体をお願いしている路線もあります。

す。規模の大きな剪定作業などは、直営での作業が不可能なため業者に作業を依頼しています。中には樹木についての知識を十分持ち合わせていない業者もあり、ご指摘のとおり適切な剪定状態ではない樹木が見受けられます。

台風などの強風時に街路樹が倒れたり、冬期の大雪時に街路樹の枝が折れる事例があり、通行する車両や歩行者の事故に繋がりがねない状況が近年発生しています。平常時においても「バスなど大型車両の通行に支障がある」「歩道除雪作業の支障になる」「枯葉や枯れ枝が歩道や宅地に堆積して困る」などの理由により、街路樹剪定の要望が多数寄せられてきます。

豪雪地帯という特性を踏まえながら道路利用者の安全性と利便性を確保し、適切な街路樹の管理を行い、あわせて数多い要望にも応えなければならず、市としても対応に苦慮しているところです。

今後は専門家の意見や他市町村の管理方法を参考にしながら、公園や市道の適切な管理に努め、利用者の安全性や快適性を確保するよう検討してまいります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(担当：都市計画課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇市街地の雑草について

【ご意見・ご提案など】

日頃街中を歩いて（自転車が多い）感じます。駅前周辺と駅前信号付近（特に西側）に雑草が多くて観光客などにも、とても悪い感じをあたえて居る感じがします。

街の顔とも言うべき、駅前通りを市の指導の元きれいな街造りをしては、いかがでしょうか。

（平成 29 年 8 月 4 日）

【お返事】

六日町駅周辺に限らず市街地（特に商店街）に雑草が生い茂る景観は、観光で訪れていただいた方はもとより、日々生活している市民にも不快な印象を与えるものです。

特に、六日町駅周辺は商店等の廃業に伴う空き地が目立ってきており、そのように感じられたものと思われまます。

空き地については所有者が管理すべきものですが、所有者にも事情があり管理が行き届いているとは言い難い箇所が見受けられます。

今後は、地元の商店街・行政区と協議しながら、空き地の所有者等（路上ならば道路管理者）にむけて適切に管理していただくよう、お願いするなどの対策を講じてまいります。

（担当：商工観光課）

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇車の騒音について

【ご意見・ご提案など】

流雪こうの上を車が走るたびにドタンドタンとすごい音がします。（ふたが合っていない？）体調が悪く、ねている家族（老人・子供）もいるので困っています。朝～夜まで1日中×365日ずっとつづくので直してください。

周辺を走る車（暴走族）の騒音についても、警察への対応をおねがいします。住みやすい所にしてほしいです。

（平成 29 年 8 月 7 日）

【お返事】

流雪溝（道路側溝）の上を車両が通過する時に出る音は、その箇所状況によって原因や対処方法が変わってきます。

流雪溝が道路を横断している箇所からの音である場合、原因は流雪溝の両脇の舗装が沈下し、段差が生じたことによって車両が通過する際に音や振動が発生することが考えられます。また車両の大きさや種類などで音や振動の大小も変わります。この場合の対応は、舗装を修繕し段差を無くすことが考えられます。

道路幅員が狭く、流雪溝を縦断的に車両が通行した時の音である場合、原因は経年劣化に伴って投雪用の蓋にガタツキが生じ、車両の通過の際に音や振動が発生していることが考えられます。この場合は、ゴムパッキンなどを蓋の下に敷くなどの対応が考えられます。

これらは、あくまで一例にすぎず、音の発生原因により対処方法も変わります。同じ流雪溝であっても、国道、県道、市道など設置箇所によって管理者も違います。内容によっては、すぐに対応できない場合もございます。

お手数ですが、下記の流雪溝担当へ連絡を頂くか、地元行政区長等を通じてご連絡下さるようお願いいたします。

暴走する車両については、南魚沼警察署に情報を伝えました。「数年前に魚野川管理用道路で暴走行為があったが、それ以降こうした報告は受けていない。今後注意して警戒を行い、次回からのパトロールに参考とさせていただきます」との回答をいただいています。暴走行為を見聞きした場合は、すぐに警察署へ通報をお願いします。

（担当：都市計画課）

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇税の督促について

【ご意見・ご提案など】

車屋に勤めているものです。お客様からの下取り車の納税証明書を取得しようと市役所に伺ったところ2年間未納ということで取得できませんでした。それが無いと車の処分ができないのでお客様に頭を下げてなんとか2年分を払ってもらいました。督促状は発送されていると思いますが、本来それは市役所の仕事ではないでしょうか？督促状だけではなく電話、訪問などで督促しないのですか？怠慢では？

(平成 29 年 8 月 19 日)

【お返事】

軽自動車税の滞納解消にご協力いただき、ありがとうございました。

市では、市税の未納が発生した場合、まずは督促状を発送します。それでも納めていただけない場合は、年6回の文書催告、年5回の電話催告を行っています。連絡先がわからない方については、自宅を訪問する場合があります。

それでも納付がない場合は、預貯金、生命保険、給与等の財産を調査し、財産の差押えを実施しています。

複数の市税を滞納している場合は、他の税目に優先して国民健康保険税の納付を呼びかける場合があります。(保険証を使えるようにするため) また、複数年にわたって滞納がある場合は、年度の古い税を先に支払うよう指導する場合があります。(延滞金が高額にならないようにするため) ご協力いただいたケースがこれらに該当するかは不明ですが、滞納には様々な事情があることをご賢察ください。

納税相談に随時応じていますので、再度こうした事例があった場合は、早めに税務課へ相談するようお願いいたします。

今後も滞納者が減るよう一層努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(担当：税務課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇河川の草刈委託について

【ご意見・ご提案など】

平素は地域住民が安心して暮らせるように多方面よりご支援を頂き感謝申し上げます。

市、管理河川草刈行政区委託事業についての要望をいたします。市内一部行政区では市又は県管理河川の堤防の除草作業を建設課経由で請け負っている行政区がかなりの数があるのではないのでしょうか。

私どもの行政区でも県管理河川の草刈を区で請け負っておりますが、最近では世帯数の減少又後期高齢者だけの世帯、女性だけの世帯等が多くなり、河川の草刈は斜面の為、かなり危険も多く過去には草刈機での事故も起こっております。田のあぜ草刈とは異なり危険そのものです。

欠勤日当の支払はありませんが全世帯参加の作業ですので、出られないと何かと村の中で肩身の狭い思いをしている方も多いと思います。

村の山林等の管理は最近ほとんど森林組合に委託管理され、区民の作業は少なくなつてまいりました又山林は昔から権利関係があり、高齢のため権利を放棄する世帯も多くなつてまいりました。又作業に出られない場合は欠勤日当を支払しなければなりません。

市一斉清掃のような安全で女性、高齢者でも参加できる軽作業は地域のふれあい事業として大いに結構ですが、河川等の草刈は長い目で見ると危険ですが、なかなか村の総会等でやめようと言う発言はできにくい状況にあります。区の大きな収入源だからです。しかしこれから世帯の減少に伴い区費の徴収者も減少してまいります、当たり前前に支出していた区経費の見直し等を考える大きな機会になると思います。

是非危険を伴う作業の請負先を再考いただき、きちんと草刈機の安全講習を受けている、建設会社或いは森林組合等にぜひ委託先を変えていただきたく要望いたします。

(平成 29 年 8 月 22 日)

【お返事】

河川の草刈事業は、新潟県が管理する河川堤防の除草を、市を経由して行政区や森林組合などに委託をしています。平成 28 年度は、行政区や農家組合に 34 か所、森林組合や生産組合に 42 か所を委託しました。

ご意見をいただいたように、行政区によっては世帯数の減少や高齢化により、従来行っていた作業を継続していくことが困難になりつつあるところが見られ

ます。

市では、行政区や農家組合のご理解とご了解の上、契約を結んでいるものと理解していますが、ご了解が得られない場合は、森林組合等へ委託先を変更せざるを得ないと考えます。

今後の河川除草業務の受託について行政区内でご相談いただき、行政区としての方針を整理いただくようお願いします。市は、その方針に沿って契約をさせていただきます。

市が一方的に契約先を変更することはできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：建設課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇政務活動費について

【ご意見・ご提案など】

テレビ等で行われている、例の政務活動費について。

南魚沼市議会ではまともに使われているのか良くわかりません。公報等で良く説明をしてもらいたいと思っています。

(平成 29 年 8 月 30 日)

【お返事】

南魚沼市議会の政務活動費は、1 か月 12,000 円を半年ごとに所属会派などへ支払っています。これらは議員の調査活動等の一部に使われ、報告書には領収証を添付し、活動内容を詳細に記載することになっています。

各会派の政務活動費収支一覧は、毎年議会だよりに掲載しております。(平成 28 年度の収支一覧は、議会だより 8 月 1 日号 16～17 頁に掲載済み。市ウェブサイトでもご覧いただけます) また、議会事務局までお越しいただければ、領収書等の詳細な資料も閲覧可能です。連絡をいただければ、ご用意いたします。

市議会議員(会派)の提出する報告書は、政務活動運用内規に基づいて確認し、適正でなければ政務活動費を返還していただくようになっています。

(担当：議会事務局)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658

◇サイレンの吹鳴について

【ご意見・ご提案など】

先日、北朝鮮がミサイルを発射したというニュースがありました。

スマートフォンは確かにJアラートが反応し、警報を受け取ることができました。

しかし、五十沢の開発センターに設置されているサイレンは一切ありませんでした。

これでは携帯やスマートフォンを持っていない、テレビをつけていない、畑に出ているような人は逃げ遅れてしまいますし、同県内では小出では鳴っていたという話も聞きましたし、同じように後からミサイル警戒地域に指定された長野でもサイレンが鳴ったというふうに聞きました。

南魚沼市でサイレンを鳴らしたのかは存じておりませんが、鳴らしていたのに五十沢は鳴っていなかったのであれば問題ですし、そもそも南魚沼市は鳴らしていなかったのであればそれも問題です。

どうせ落ちないなどと考えていて、本当に着弾した時に鳴っていなかったではすまないと思います。

直接市民の命に関わることですから、早急に対処をお願いします。

(平成 29 年 8 月 31 日)

【お返事】

五十沢地域開発センターに設置してあるサイレンは、主として火災の発生を市民にお知らせするために整備したものです。ミサイルが着弾するなどして、火災や爆発が起きればサイレンを鳴らします。ニュース等で報道されている他の自治体の野外スピーカー（音声で情報を伝える）は、同報系防災行政無線と呼ばれるもので、このサイレンとは全く別のものとなります。

南魚沼市でも、同報系防災行政無線の導入を検討したことがあります。しかし、先行自治体の導入例として雨や風が激しいときは聞こえないこと、山間地では電波状況に問題があることなどの理由から設置を見送りました。このため、緊急事態や災害が発生した、または発生する可能性が高い時は、緊急速報メール（エリアメール）、登録制防災メール、FMゆきぐにへの緊急割り込み放送等によって市民に情報をお伝えしています。

しかしながら、ご意見にあったように携帯電話を所持していない方、テレビやラジオの近くにいない方もおられます。

その対応として、現在、消防サイレンを利用して国民保護のサイレン音を放送

する方法を検討していますので、ご理解をお願いします。

(担当：総務課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658